

## 平成12年度第1回環境委員会

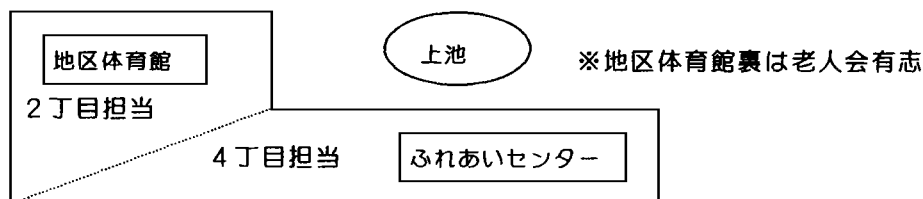
〔開催日時〕 2000年4月8日 P.M.5:00~7:00  
〔場 所〕 つつじが丘集会所  
〔出席者〕 各自治会環境委員(除8丁目)、■■■■事務局長  
〔議事内容〕

委員長作成の資料に基づき議事進行

1. 各委員自己紹介
2. 環境委員会内書記・会計選任  
書記：■■■■(6) 会計：■■■■(1)
3. 環境委員会の職務分掌  
つつじが丘統一自治会職務分掌規定による事を確認  
規定等は別紙1参照
4. 委員会開催日程  
毎月第1日曜日 P.M.7:30~  
(各自治会の班長会にも出席すること)
5. ゴミ処理、町内清掃(各公園、法面、町名碑周辺、つつじが丘公園内の清掃区分等)について

(ア) 上池公園の整備に伴う清掃範囲の話し合いと確認

- ・現在清掃担当の2、4丁目が多少範囲は広がるが、老人会と共に清掃を行う



- ・高齢者が多いので、助成金を返上し、清掃作業をやめてはどうか?  
→現時点では、無理を強いることなく思いやりの心でお互い様の気持ちで行ってほしい
- ・法面は傾斜が厳しいので清掃範囲から外してほしい  
→他地区では行っているの、できる限り行ってほしいが、役員会で審議したい

(イ) 町名碑の清掃

- ・昨年は4月から11月まで各自治会持ち回りで清掃を行った。専門委員が行っていたようであるが、今年度は持ち回り方式はそのまま清掃方法は各自治会に任せる

(ウ) その他清掃に関して

- ・大きな木を切ったときは、大量であれば、自治会長を通して市役所に申し出て許可を得てから処分すること
- ・1丁目の倒木処理は調査の上、方法を考える
- ・草刈り機やチェーンソーの使用法の説明会を開いてほしい(側溝掃除前にできれば行う…希望者対象)

6. 空き地の点検管理など

- ・空き地調査日程表（別紙 1）に基づいて委員が調査を行う（締め切り 5 月 7 日第 2 回委員会）
  - ・各務原造園に作業を依頼することを確認
7. 不快害虫、野犬などの処理等について
- ・昨年のように『愛犬のしつけ方教室』を開くことも一方法とし、考えていく
8. 緑化対策について
- ・本年度は計画なし
  - ・公園に善意で植樹される方がいるが、繁りすぎて見通しが悪くなっているようであれば、非行、犯罪防止、木々の生育のためにも剪定、伐採する
9. 草刈り機等の職務に必要な器具等の管理について
- ・ 5 項を参照
  - ・ 昨年は、使用可能状態にしておく管理に重点が置かれた
10. つつじが丘統一自治会行事の支援について
- ・ 盆踊り（7/22, 23 予定）
  - ・ 運動会（10/9 予定）
  - ・ クロスカントリーなど
11. 環境委員会主体の主な行事
- ・ 春の側溝掃除 5 月 21 日 終了後防災訓練  
詳細は別紙 2 参照
  - ・ 夏の市民清掃 7 月 2 日
  - ・ 秋の市民清掃 11 月 5 日 終了後防災訓練
12. その他
- ・ ペットの糞害      ・ ゴミの分別収集ルール については回覧等で対処する
  - ・ 公共施設（集会所、公園、町名碑）の清掃、清掃道具の管理については、各自治会にて、環境委員の責任で行う
  - ・ 集会所の清掃については、ノートに記載されている事を参考に、順番にて行う
13. ゴミ袋、クレゾール等の購入は取りまとめて、会計が行う
14. ゴミ集積所清掃に関わる清掃道具等の補充は、各自治会の環境委員が行い、かかった費用の領収書を会計まで提出する（毎月 25 日締め切り）

アドバイス

“ゴミ処理は本人がすべきこと、環境委員が全てを抱え込むことなく  
住民ひとりひとりに対し啓蒙していくべきではないか”

～前年度委員長～

I : 環境委員の職務分掌 (つつじが丘統一自治会職務分掌規定より)

- (1) ゴミ処理、町内清掃 (公園、法面を含む) 及び空き地の点検等、生活環境の保全及び改善に関する事項
- (2) 不快害虫、野犬及び糞害処理等会員の保険衛生に関する事項
- (3) 緑化対策に関する事項
- (4) 草刈り機等職務に必要な器具の保守、保管

II : 空き地草刈りに関して

(1) スケジュール (平成 12 年度予定)

|                 |              |               |
|-----------------|--------------|---------------|
| ア. 空き地のリスト作成    | 4/19~4/30    | 各委員 (5/7 提出)  |
| イ. 造園事業者と交渉・契約  | ~5/10        | 委員長           |
| ウ. 不在地主への依頼書類作成 | ~5/20        | 造園事業者 (各務原造園) |
| エ. 不在地主へ書類発送    | 5/25         | 各委員           |
| オ. 不在地主からの返答期限  | 6/5          |               |
| カ. 不在地主からの入金期限  | 6/20         |               |
| キ. 事業者草刈り実施期限   | 夏 7/月上旬~7/中旬 | 各務原造園         |
|                 | 秋 10月        | "             |
| ク. 草刈り終了確認期限    | 夏 7/20       | 各委員           |
|                 | 秋 10/20      | "             |

(2) 留意点

ア. 発送書類

- \* プリント  
(草木の刈り取りについて・空き地の草刈り後の処理のお願い)
  - \* 返信用はがき      \* 郵送用封書      切手
- 以上は、各務原造園にて用意

\* 銀行振込用紙…委員長用意

※各委員は、上記 4 枚を封書に入れ、各自治会対象者への宛名書きと投函を行う

(3) 払い出し

振り込まれた草刈り代の払い出しは、委員長と会計が行う

\* 大垣共立銀行鷺沼支店      普通預金口座

通帳の管理 : 委員長

印鑑の管理 : 統一自治会長

### Ⅲ：側溝掃除について

日時 5月21日（日） 午前9時～9時50分

#### 留意事項

- (1) 当日は、公園掃除、防災訓練も行われるので、時間等の調整は各自治会で取り決めて良いが、防災訓練が午前10時に開始されるので、掃除時間の延長は厳禁
- (2) 天候によって、「実施」「順延」の判断は、環境委員会で決定の後、伝達
- (3) 発生する「側溝内の砂泥など」の扱いについては、統一自治会長に市当局と交渉をしてもらう  
昨年度は、通常のゴミステーション17箇所に袋にいれた状態で集め、当日収集をしてもらった
- (4) 清掃用ゴミ袋は、環境委員会にて一括購入、各自治会へ配布
- (5) ゴミ処理方法
  - ア. 土砂  
袋に入れて、当日ゴミステーションへ
  - イ. 可燃物  
公園掃除に出るゴミと同様に扱う 袋に入れて当日ゴミステーションへ  
翌月曜日の収集
  - ウ. 不燃物  
各委員にて管理の上、6月16日の不燃物収集日にゴミステーションへ
  - エ. 草など  
可燃物に準じる